

山梨県公報

第千八百六十一号

平成二十年

六月十二日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(二件)……………三三三

道路の供用開始……………三三三

公告

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三三四

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三三四

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………三三五

その他……………三三五

一般競争入札について……………三三六

告示

山梨県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

| | | | |
|---------------------|------|-------------|----------|
| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
| | 旧 | 五五・〇 | 一・四 |
| 中央市成島字中田一四〇一番の二地先から | | | |

中央市成島字中田一四〇〇番の二地先まで

| | | |
|---|------|-----|
| 新 | 五五・一 | 一・四 |
| 旧 | 五四・五 | |
| | 五五・〇 | |

山梨県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

| | | | |
|------------------------|------|-------------|----------|
| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
| | 旧 | 五・四 | 二七・〇 |
| 甲州市塩山下粟生野字藤塚一一八番の二地先から | | | |
| 新 | 六・二 | 六・九 | 二七・〇 |
| | 六・一 | 六・九 | |
| 甲州市塩山下粟生野字藤塚一一五番の二地先まで | | | |

山梨県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横内正明

| | | | | |
|-------|-----|-----|----------|---------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
| | | | | |

公 告

| | | | | |
|------|------|--|-------|------------|
| 一般国道 | 四一三三 | 南都留郡道志村字大振八九一八番地先から南都留郡道志村字滝原八八九七番の一地先まで | 二四〇・〇 | 平成二十年六月十二日 |
|------|------|--|-------|------------|

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十月十二日まで縦覧に供する。
 平成二十年六月十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 横 内 正 明

| | |
|-------------------------|------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 |
| 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 | 甲府市徳行一丁目二番十八号 |
| 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男 | 東京都台東区上野七丁目十四番四号 |

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ山梨ショッピングセンター
 - (二) 所在地 山梨市下石森字宮ノ前七番地一
- 2 変更した事項

| | | |
|------------|---------------|---------------|
| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称 | 変更後の住所 |
| 大規模小売店舗を設置 | 株式会社オギノ 代表取締役 | 甲府市徳行一丁目二番十八号 |

| | | |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| する者の住所 | 役 | 号 |
| 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男 | 東京都台東区上野七丁目十四番四号 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 | 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 | 甲府市徳行一丁目二番十八号 |
| | 株式会社ポート 代表取締役 上田昌之 | 甲府市山宮町二千八百七十三番地四 |
| | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号 |
| | 株式会社ゼロエミッション 代表取締役 永長大貴 | 東京都八王子市大和田町五丁目十七番三十三号 |
| | 株式会社メガネスパー 代表取締役 田中由子 | 神奈川県小田原市本町四丁目二番三十九号 |
| | 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役 鶴羽樹 | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号 |

3 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成十九年五月一日
- (二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成十九年七月四日
- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
平成二十年四月十日

三 届出年月日

平成二十年四月二十五日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉

田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月十二日まで縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 ドン・キホーテ河口湖インター店
- 2 所在地 富士吉田市松山字熊六千五百九十番
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成二十年一月十七日
- 三 意見の概要
- 1 駐車場の位置及び構造等
- 2 経路の設定等
- 3 防災・防犯対策への協力
- 4 廃棄物に係る事項等

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 山下装建産業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地
- 3 破産管財人の氏名 關本喜文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五七六三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 権守建設
- 2 主たる営業所の所在地 都留市つる一丁目十五番四号
- 3 代表者の氏名 権守薫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第三〇四五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 サノ工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 中央市大鳥居三千六百十三番地
- 3 代表者の氏名 佐野正紀
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四五一五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年五月十二日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社相川建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市伊勢三丁目七番十五号
 - 3 代表者の氏名 相川昌人
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八三一号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年五月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 青柳工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下今諏訪四百七十八番地
 - 3 代表者の氏名 青柳宏
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二四五三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社雨宮工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町勝沼七百四十二番地一
 - 3 代表者の氏名 雨宮袈裟男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第三九六五号
 - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年五月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年五月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸見工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市富浜町鳥沢二千七百五十一番地
 - 3 代表者の氏名 小俣淑子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七二八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年六月十二日

山梨県工業技術センター所長 殿 岡 日 吉

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

液体クロマトグラフ質量分析装置（LC/MS/MS）一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十年十二月二十六日

4 納入場所

山梨県甲州市勝沼町勝沼二千五百七十七番地 山梨県工業技術センター 支所ワイ

ンセンター

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第七七号）の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十年七月三十日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十年六月二十日（金）午前十時 山梨県工業技術センター 支所ワインセンター会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十年六月十三日（金）から平成二十年七月十八日（金）までの県の休日を

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県工業技術センター総務課（山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年七月三十一日（木）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十年七月三十日（水）午後四時までに山梨県工業技術センター総務課（郵便番号四〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

免除

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Liquid Chromatography Mass Spectrometry System (LC/MS/MS)

2 Date and time for tender

10:00AM July 31, 2008

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Research Planning & Administration Division,

Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-nachi

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL 055-243-6111